

岡本の国会での答弁

177-参-農林水産委員会-14号 平成23年07月26日

○柴田巧君 とにかくにも、今日示されたものも見ましたが、お聞きをしましたけれども、これでは消費者の皆さんが再び安心して国産牛肉を手にする、あるいは肉牛農家の皆さんが将来を信じて営農ができるというものにはなっておりません。政府が、国がやっぱり前面に立ってしっかりやるという姿勢を示さない限りこの問題は解決の方向に向いていかないということを強く申し上げておきたいと思います。

続いて、今日は厚労省からも来ていただいておりますが、先ほどからもお話が出ておりますけれども、風評被害を拡大していかない、安心、安全を確保する、牛肉の安心、安全を確保するということから、徹底的な検査というものが不安解消のためには欠かせないと思っております。先ほどからもお話が出ておるところでありますけれども、そのためにも、許容値を超えるセシウムが検出された県や地域の牛の肉の全頭検査体制を早期にやっぱり整備すべきだと思っておりますが、先ほど簡易機器の話もありました。こういったものをしっかりそろえる。あるいは、大事なことは、技師がいなければ機器だけあっても動かせないということになっては意味がありません。この人員の確保の問題を含めて早期にこの体制を整備すべきだと思っておりますが、厚労省の御見解、お聞きをしたいと思っております。

○大臣政務官(岡本充功君) 今御指摘をいただきました全頭検査の考え方についても少し御説明をしたいと思います。まずは農林水産省さんにおいて飼料や水の管理等、飼養管理の適正に努めていただくということが重要であろうというふうに考えています。本件についても、放射性物質で汚染をされた稲わらの給与をしない体制の確保を農林水産省の方で御尽力されると聞いておりますので、これを適正に実施をしていただくということなんだろうと思っております。

福島県については、七月十九日に原子力災害対策特別措置法に基づいて出荷制限が指示されたところでありまして、原子力災害対策本部では適切な飼養管理の徹底を前提に、緊急時避難準備区域等については全頭検査を実施し、暫定規制値を下回ったもののみ出荷を認めるということ、また、その他の地域においては全戸調査をし、暫定規制値を下回ったもののみ出荷を認め、その後も定期的な検査を行う等の管理を求めているということは御承知おきだと思っております。

こういったいわゆる検査体制をしっかり整備をしていくということも重要でありますし、農林水産省によって行われました全国的な調査の中で、福島県以外の県においても同様の事例が認められれば福島県と同様の措置が取られるものと理解しております。自主的に全頭検査を実施する自治体については、具体的な自治体側の要望を踏まえながら必要な検査が行われるよう、関係省庁の協力を求められるように努力をしていきたいと、このように考えております。

○柴田巧君 是非、農水省始め各関係機関とも連携してしっかり厚労省としてもやっていただきたいと思っております。

政務官におかれましては、お忙しいところありがとうございました。